

## ～ご注意ください！架空・不当請求の横行～

平成19年度に埼玉県内では、13,103件の架空・不当請求に関する相談がありました。相談件数は、平成16年度をピークに減少していますが、携帯電話での架空・不当請求は18年度の1.3倍に増えています。

また、弁護士名や公的機関に似た名称を用いた「不審な通知」は以前からありましたが、最近「適格消費者団体」を名乗り、消費者の味方であることを強調する悪質な手口が目立ちますので、注意が必要です。

### 相談事例

**1** 娘が携帯電話の無料動画サイトを見ていて、画像をクリックしたら「詳しくはこちら」となり、情報入力画面になった。携帯電話番号や年齢などを入力した後、電話発信画面になったので、クリックしたら「確認がとれました」という音声流れて79,800円を請求する画面になった。翌日電話があり、「支払わなければ法的手段をとる」と言われた。

(40歳代 女性)

**2** 「特定非営利活動法人 消費者生活支援センター」という「適格消費者団体」からハガキが届き、「ご本人様からの御連絡をお願いします。」と書いてある。連絡したほうがいいのか。

(50歳代 女性)

### 〈アドバイス〉

無料サイトを利用しただけであれば、支払う必要はありません。契約は、当事者同士の合意があって初めて成立しますので、事例①のような相手方の一方的な主張だけでは契約は成立しておらず、支払義務が発生しません。携帯電話番号やメールアドレスなどが知られていても、無視するか、毅然とした対応をとることが大切です。また、安易に連絡先などを教えることのないよう注意しましょう。

最近では、事例②のように、「適格消費者団体」を名乗る団体が大量にハガキを送りつけているようです。ハガキに『当センターの名を語り金銭等の請求をしている悪質なグループの被害が多発しておりますが当センターは一切の金銭請求など致しておりません。』などと記載され、『万が一身に覚えがない場合早急に御連絡下さい。』とあっても、安易にハガキに記載された電話番号に連絡しないでください。電話をすることで、言葉巧みに新たな個人情報聞き出されたり、何らかの名目で金銭を請求されたりするなどの恐れがあります。

適格消費者団体は、消費者全体の利益を守るために、事業者の不当な行為をやめさせる裁判を起こすことができる団体として、様々な適格要件を満たした上で内閣総理大臣の認定を受けており、平成20年10月現在では次の6団体のみがこの認定を受けています。

- 特定非営利活動法人消費者機構日本
- 特定非営利活動法人消費者支援機構関西
- 社団法人全国消費生活相談員協会
- 特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
- 特定非営利活動法人消費者ネット広島
- 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

困ったときや不安に思うことがあれば、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

工業統計調査にご協力ください

◆調査の対象となった事業所には、調査員が伺っています。調査票へのご記入をお願いします。

サイド・バイ・サイド  
男女共同  
参画社会づくりセミナー

問合せ／人権推進担当 ☎ 991-1815

11月12日(水)～25日(火)の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、NPO法人親子サポートぽっぽの企画運営により、外前野記念会館(ハーモニー)にて「DVってなに？」のセミナーを開催しました。



18日(火)DVについての基礎知識を受講中



20日(木)ワークショップにより「DVかもと思ったとき」何ができるか真剣に意見交換

### わが家のエンジェル

#### My Sweet Faces!

このコーナーではお子さんの写真を紹介しています。  
◆写真・住所・ご両親の氏名とお子さんの氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号・簡単なコメントを添えて、総務課 秘書広報担当までお申込みください  
◆応募多数の場合は、先着順に掲載します



もり た ま あや  
森田真彩ちゃん  
[H20.4.15]

コメント

いつまでもステキな笑顔でいてね！  
[裕士・美加子]  
(松葉2丁目)



の ざ わ そ な  
野沢奏成くん  
[H19.11.14]

の ざ わ ゆ つ き  
野沢悠月くん  
[H17.10.11]

コメント

ママのいちばんのこいびとたち♡  
[慎太郎・智美]  
(大字松伏)